

# 「下関おもてなしタクシー」認定協議会規約

制定 平成 27 年 1 月 16 日

## 第1条(目的)

「下関おもてなしタクシー」認定制度実施要綱に基づき、制度を運用するため「下関おもてなしタクシー認定協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## 第2条(業務)

協議会は、次の業務を行う。

- ①申請の受付・審査・認定等に関すること。
- ②認定に必要な講習等の実施に関すること。
- ③認定取り消しに関すること。
- ④その他、本認定制度の目的を達成するために必要なこと。

## 第3条(協議会の構成)

協議会は、別表に掲げる者により構成する。

## 第4条(会長)

会長は、協議会構成員の互選により選任するものとする。

## 第5条(会議)

会長は、必要に応じ協議会を開催するとともに、協議会の議長を勤めることとする。

## 第6条(広報)

協議会は、本制度の周知PRに努めることとする。

## 第7条(その他)

この規約に定めるものの他、運営その他必要な事項については、協議会において決定する。

別表

事業者団体	下関タクシー協会
同 上	下関個人タクシー協同組合
観光団体	下関観光コンベンション協会
経済団体	下関商工会議所
行 政	下関市観光交流部観光政策課
同 上	中国運輸局山口運輸支局